

10 交流・定住の促進

10 交流・定住の促進

事業名	外部専門家(地域力創造アドバイザー)事業		
事業内容	市町村が、市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいし、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合、取組に要する経費を特別交付税の算定対象とする。* 財政力補正あり (1)支援内容 外部専門家招へいに必要に係る旅費、謝金(報償費)等。ただし、先進自治体職員を招へいする場合は、旅費のみ。 ＜支援限度額＞ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間 ● 民間活動専門家活用(590万円/年) ● 先進自治体職員(組織)活用(240万円/年) (2)対象市町村 ● 三大都市圏外の市町村 ● 三大都市圏内の市町村については条件あり。		
助成等の要件			
助成対象	市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2340
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.soumu.go.jp/sanbaru/jinzai/

事業名	自然公園等整備事業(自然環境整備交付金(H17～)、環境保全施設整備交付金(H29～))		
事業内容	国立公園、国定公園や長距離自然歩道等において、自然再生や自然とのふれあいの場等を整備し、自然環境の保全と適正な利用を推進する。 ① 自然環境整備交付金 ・ 国立公園整備事業・国定公園等整備事業 道路、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物館展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設※、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等 (※ 国立公園整備事業については、動物繁殖施設は対象外) ・ 長距離自然歩道整備(国定公園等整備事業)(国立公園及び国定公園区域外) 歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等 ② 環境保全施設整備交付金 国立公園施設の長寿命化対策整備 個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う 既存の国立公園施設(対象は①の施設のうち植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外)		
助成等の要件	・ 自然環境整備計画(地域の自然環境の特性を踏まえた成果目標とそれを実現するために必要な事業等を記載した計画)を作成し、認められること。 ・ 自然環境整備交付金: 県全体の計画期間(3年～5年)における総事業費が4千万円を超えるもの。 ・ 環境保全施設整備交付金: 県全体の計画期間(3年～5年)における総事業費が2千万円を超えるもの。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	環境省自然環境局自然環境整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	環境林務部自然保護課
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2617
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	移住・定住・交流推進支援事業(H19～)		
事業内容	市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等(以下「地域団体等」という。)が自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行う。 1 助成対象事業 都市住民等の移住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するものとする。 (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。 なお、計画策定のみに係る事業は対象外とする。 (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。 (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。 2 助成内容 (1) 1件につき、200万円を上限とする。 (2) 助成率は対象経費の100%以下。		
助成等の要件			
助成対象	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
予算額			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.icrd.jp/support/subsidy/emigration/

事業名	地域優良賃貸住宅整備事業(H5～)		
事業内容	公営住宅を補完し、主として子育て世代や高齢者世帯等に対する良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	原則として ・子育て支援タイプ 床面積75㎡(共同住宅の場合は55㎡)以上。ただし、地域の実情を勘案して、都道府県知事等が別に面積を定める場合(55㎡(共同住宅の場合は40㎡)を下限とする)は、その面積以上。 ・子育て支援タイプ以外 床面積25㎡以上。ただし、共同で利用する設備を設けた場合は、18㎡以上。 ・公営型地域優良賃貸住宅 床面積19㎡以上 ・共通 構造:耐火構造、準耐火構造、又はこれに準ずる耐火性能。 設備:各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたもの。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	社会資本整備総合交付金対象		
予算額			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	高齢者あんしん住まい整備事業(H24～)		
事業内容	民間事業者が建設するサービス付き高齢者向け住宅の整備費を助成することにより、高齢者が安心して居住できる良質な賃貸住宅の供給を促進する。		
助成等の要件	サービス付き高齢者向け住宅として登録され、供給計画について、知事(市の区域にあっては、当該市の長)から認定を受けたものであること。		
助成対象	民間企業、公益法人、その他個人、団体など		
その他補足	申請できるもの サービス付き高齢者向け住宅登録事業者及び認定事業者		
予算額	32,363千円		
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	鹿児島市以外	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	